

■議案第43号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

参議院通常選挙が執行される年の定例的な法改正として、最近の物価変動等を踏まえた投票所経費等の基準額の改定並びに投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定等を設けるため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、本年5月15日から施行されています。

同法第14条第1項において、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する1日あたりの費用の額が規定されていますが、今回の法改正によりこの額が引き上げられましたので、同法に定める額と同額を規定している四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、改正を行うものです。

【改正の内容】

選挙長等の報酬の額を改正します。

【新旧対照表】

改正後		改正前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略
選挙長・開票管理者	日額 <u>10,800 円</u>	選挙長・開票管理者	日額 <u>10,600 円</u>
投票所の投票管理者	日額 <u>12,800 円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>12,600 円</u>
期日前投票所の投票管理者	本庁・地域振興局の場合 日額 <u>11,300 円</u> その他の場合 日額 <u>8,400 円</u>	期日前投票所の投票管理者	本庁・地域振興局の場合 日額 <u>11,100 円</u> その他の場合 日額 <u>8,200 円</u>
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900 円</u>	投票所の投票立会人	日額 <u>10,700 円</u>
期日前投票立会人	本庁・地域振興局の場合 日額 <u>9,600 円</u> その他の場合 日額 <u>7,100 円</u>	期日前投票立会人	本庁・地域振興局の場合 日額 <u>9,500 円</u> その他の場合 日額 <u>7,000 円</u>
開票・選挙立会人	日額 <u>8,900 円</u>	開票・選挙立会人	日額 <u>8,800 円</u>
略	略	略	略